

地域医療介護総合確保基金(令和9年度県計画)【医療分】

事業提案募集要項

1 地域医療介護総合確保基金の概要【別添「参考資料①」のとおり】

- ✚ 病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・養成、勤務環境の改善といった医療・介護サービスの「効率的かつ質の高い提供体制の構築」や「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題となっています。
- ✚ 上記の課題に対応するために、医療介護総合確保促進法に基づく消費税の増税分等を財源とした「地域医療介護総合確保基金」が国により創設され、平成26年度よりこの基金を用いた事業が実施されております。

2 事業提案募集の趣旨

- ✚ この基金は、国からの交付金及び県の一般財源を県で基金として造成し、県により策定した計画に基づき、本基金を活用した事業を実施するものです。
- ✚ 今回は「令和9年度県計画」※¹に記載するための「医療分」の新規事業の提案募集を行うものです。

※1 各年度の高知県計画については、次の県ホームページを御参照ください。(順次更新中)
<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2021042200164/>

3 基金(医療分)の対象事業について【別添「参考資料②」のとおり】

- ✚ 地域医療介護総合確保基金(医療分)は、以下の①～④に該当する事業が対象となりますので、事業提案は、その対象事業のいずれかに合致するものであることが前提となります。
 ※①～③につきましては、国が示した本基金(医療分)の対象事業例をご参考ください。
 - ① 地域医療構想※²の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(病床の機能分化・連携)
 - ② 居宅等における医療の提供に関する事業(在宅医療の推進)
 - ③ 医療従事者の確保に関する事業(医療従事者等の確保・養成)
 - ④ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業
- ✚ 国からの通知により、平成29年度以降の計画策定にあたっては、標準単価が設定されており、原則これに従い事業費を計上することとなります。
 ※ 国が示した本基金(医療分)の標準単価をご参考ください。
- ✚ 国の方針として、基金の配分については、「①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備に関する事業」や「地域医療構想に基づく不足が見込まれる必要病床(高知県では回復期病床)への転換を行うために必要となる人材の確保」などに重点配分が行われており、上記②及び③の事業区分については、都道府県の要望額に対して、国から示される内示額が大幅にかい離している状況が続いており、新規事業の採択自体が非常に困難となっていますので、こちらにつきましては、費用対効果や事業の目標や得られる成果、必要性等を十分精査を行った上でのご提出をお願い致します。

※2 高知県地域医療構想については、次の県ホームページに掲載しております。
<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2016120500106/>

4 提案募集期限について

令和8年8月31日(月)まで(必着)【提出期限は厳守でお願い致します。】

※ 提出期限を過ぎたものについては、原則として、受付出来ませんので、ご了承ください。

5 「提案書」の提出方法について

「地域医療介護総合確保基金を用いた令和9年度事業【医療分】提案書」に必要事項を記載のうえ、郵送、電子メール又はFAXにより提出してください。

※ 「提案書」の様式等は次の県ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2021062500275/>

6 提出先・問い合わせ先

高知県健康政策部在宅療養推進課 在宅医療担当（竹崎、三谷）

電話 088-823-9104

電子メール 131401@ken.pref.kochi.lg.jp

ファックス 088-823-9137

7 事業提案募集から令和9年度予算編成までの主なスケジュール（予定）

令和8年8月末まで 事業提案募集

令和8年9月から 提案内容に応じて、県庁内の事業担当課により、事業提案団体への内容等の確認（内容によっては、実施しない場合もある。）

令和8年10月から 事業化が可能と判断したものについて、予算要求等の作業

8 留意事項及び「提案書」記入上の注意点

- 今回募集する事業は、令和9年度から開始する「医療分」の事業が対象です。「介護分」の事業は別途、関係団体等へ募集しています。
- 事業期間については、原則1年間とします。
※「対象事業」のうち①に該当する事業については、実施期間を複数年（原則3カ年）とすることは可能です。ただし、毎年度恒常的に実施する事業については、単年度となります。
- 診療報酬、介護報酬及び他の補助金等で措置されているものは基金を充てて実施する事業の対象にはならないとされていますので、他の補助金が活用できないか十分に精査してください。
- 事業の内容が既存事業に類似する場合は、既存事業の推進を優先するため、原則対象外となります。
- 事業費は、参考資料②「地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準単価」又は類似の補助金等に基づき設定してください。
- 地域の医療課題の解決とならないような個別の病院等のための事業については対象外となります。（例：一般的な設備の導入や更新、人件費の補助等）
- 事業者負担について
 - ・特定の事業者の資産形成につながる事業については、必ず事業者負担を求めます。
※施設整備・設備整備については原則1/2以内。
 - ・地域の課題解決のためなど政策上必要なもので、資産形成につながらない事業については、事業者負担を求めないことも検討します。
- 事業の目標・成果及びその事後評価について
 - ・基金を活用する事業については、実施する事業の内容、目標及び事業の実施により得られる成果を数値化することが求められています。そのため、事業提案にあたっては、「提案書作成要領」及び調査票の様式に従って、現在の状況や課題、事業目標等を数値で示すようにしてください。
 - ・このことについては、平成30年度に総務省が行った行政評価においても、「評価の的確な実施及び未達成の場合の原因等の分析の徹底」を図るよう勧告がされていることから、参考資料③の評価指標（例）も参考に、適切な評価指標の設定をお願いします。
 - ・県計画に掲載された事業については、事業期間に関わらず、毎年度事業評価を行うこととされており、事業継続の有効性等を確認した上で、次年度以降の継続可否を検討していきます。

9 提出頂いた「事業提案書」の取扱い

- 提案いただいた事業につきましては、提案内容に応じて、必要な場合は県庁内の事業担当課により事業提案団体への内容等の確認を行うとともに、実現の可能性や費用対効果などを県医師会などの関係機関や県関係各課と協議を行い、事業化の検討を行いますので、提案いただいた事業が必ず事業化されるというわけではなく、また、提案の内容がそのまま事業化されるわけではありません。
- 提案いただいた事業が採択されたとしても、補助事業等の事業実施者として採択されたということではありませんので、ご注意ください。
- 提案いただいた事業につきましては、当課より個別に事業化されたかどうかを回答するものではありません。
- 提案いただいた内容は、「高知県医療審議会」「地域医療構想調整会議」等の公開会議の資料とさせていただく場合がありますので、あらかじめご承知おきください。